

就労定着支援に係る報酬・基準について

前回（第9回検討チーム）の議論における主な意見について

- 生活介護や就労継続支援B型から一般就労への移行をさせた場合には、加算でしっかりと評価すべきではないか。
- 就労定着支援の基本報酬は包括報酬でよいのではないか。定着支援にあたっては、企業に出向いて調整していくのは非常に手間もかかるし、難易度も高いはずなので、メリハリをつけて評価するのがよいのではないか。
- 特に自閉傾向の強い方に対しては、企業がもっと合理的配慮をして、人間関係を構築しなければならないのに、これができない場合には、自閉傾向を助長する場合もある。このような場合には、企業の側に働きかける必要があるが、無理な場合には早期離職させるとか、再就職をさせた場合には、評価してもいいのではないか。
- 精神障害者の方の定着に関しては例えば医療機関等の専門機関との連携が非常に重要であるため、定着支援で対応することが重要ではないか。
- 従事者の資格に関しては定めがないが、将来的には、定着支援に関しての専門人材の確保とか質の向上ということも検討していくことが重要ではないか。
- 一般就労といっても時間数や勤務形態とか色々と思うが、どこまでを一般就労の範囲と考えるか。
- 職場への定着支援に関して努力義務規定がなかった事業に関しても6か月の努力義務を新たに設けることとなっているが、労力を何か違う形で評価すべきではないか。
- 自立訓練（生活訓練）の訪問を活用しながら就労をサポートしていくといった利用の仕方も考えられるのではないか。

就労定着支援の報酬・基準に係る論点

就労定着支援に係る論点

論点1 指定要件・支援内容

論点2 基本報酬

論点3 新規事業所の基本報酬

論点4 加算

論点5 自立生活援助・訪問型自立訓練(生活訓練)との併給

【論点1】 指定要件・支援内容

○ 就労定着支援事業の提供主体の指定要件、最低限実施すべき支援内容について、具体的にどのように考えるか。



○ 過去3年において毎年1人以上又は平均1人以上、障害者を一般就労に移行させている指定事業所(就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練事業所)としてはどうか。

○ 就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、現に利用している者の数を●で除した数以上としてはどうか。

○ 就労定着支援事業者は、利用者に対して就労定着支援を提供する場合、一月に1回以上、利用者との対面により行うとともに、一月に1回以上、障害者を雇用した事業所への訪問等により利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならないこととしてはどうか。

【論点2】 基本報酬

- 職場への定着実績に応じて基本報酬にメリハリをつけてはどうか。
 - 一定の要件を満たす転職の場合は、就労が定着しているものとして評価してはどうか。また、一定の要件を満たす離職の場合は就労定着率の計算から除いてはどうか。
- 
- 支援期間(最大3年間)の就労定着率(就労定着者数÷過去3年の利用者数)に応じたメリハリのある基本報酬を設定してはどうか。
 - 離職から1か月以内に他の企業への就職が決まった場合は、就労が定着しているものとみなしてはどうか。(支援期間は、最初の利用から最大3年間とし、1回の転職に限る。)
 - 障害者を雇用する事業所での障害者虐待防止法上の障害者虐待事案が生じた場合で、本人が離職を希望する場合又は就職先企業が倒産した場合の離職支援については、就労定着率の計算から除いてはどうか。

【就労定着支援の基本報酬イメージ(案)】

基本報酬	過去3年の職場定着率
X1	●%以上
X2	●%以上●%未満
X3	●%以上●%未満
X4	●%以上●%未満
X5	●%以上●%未満
X6	●%以上●%未満
X7	●%未満

職場定着率別の事業所割合について

平成26年度から平成28年度の過去3年度において、就職した者のうち9割以上の者が定着している事業所は32.2%ある一方、就職した者のうち1割未満の者しか定着していない事業所も6.2%ある。

定着率	0～ 10%未満	10%～ 30%未満	30～ 50%未満	50～ 70%未満	70～ 80%未満	80～ 90%未満	90%以上
平成26年度	14.3%	2.2%	10.3%	27.8%	4.5%	5.4%	35.4%
平成27年度	12.9%	2.7%	8.6%	24.7%	7.8%	3.5%	39.6%
平成28年度	6.3%	0.8%	1.6%	10.2%	6.3%	9.8%	65.2%
事業所割合	6.2%	1.2%	7.1%	31.0%	10.2%	12.1%	32.2%

(注)平成26年度から平成28年度のそれぞれの年度の就職者のうち、平成29年7月1日現在、同一事業所において就労が継続している者の職場定着率別の事業所割合

【論点3】 新規事業所の基本報酬

○ 新規事業所の基本報酬体系の適用はどのように考えるか。



○ 就労定着支援は一般就労への移行実績のある事業所が新たに指定され実施することから、過去3年の就労定着実績を用いて、基本報酬を適用してはどうか。

【論点4】 加算

○ 就労定着支援の利用期間(最大3年間)の経過後、利用者は障害者就業・生活支援センター等による定着支援を利用することもあるが、障害者就業・生活支援センター等の要請がある場合は、協同して支援を行うことを就労定着支援事業者に義務づけてはどうか。また、協同支援を実施することで、職場への定着を図ることを評価する仕組みを設けてはどうか。



○ 利用期間経過後も、障害者の希望に応じて障害者就業・生活支援センター等と協同して支援を行うことを促すため、利用期間終了後の定着実績に応じた加算を設けてはどうか。

○ 加算の期間は利用終了後3年間とし、現行の評価基準よりも厳しい水準を求めた上で評価する仕組みとしてはどうか。

【論点5】 自立生活援助・訪問型自立訓練(生活訓練)との併給

- 就労定着支援と自立生活援助・訪問型自立訓練(生活訓練)の併給をどのように考えるか。



- 就労定着支援は雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行うものであり、生活支援としては、生活リズム・生活習慣、衛生管理、健康管理・服薬管理などを行うことになる。このため、自立生活援助における支援内容の範囲をまかなえることや、就労定着支援の利用者は一般企業に就職していることから、自立生活援助との併給は認めないこととしてはどうか。
- また、就労定着支援の支援内容は、訪問型自立訓練(生活訓練)の相談援助の内容の範囲をまかなえることや、一般企業に就職していることを踏まえれば、新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないことから、訪問型自立訓練(生活訓練)との併給は認めないこととしてはどうか。

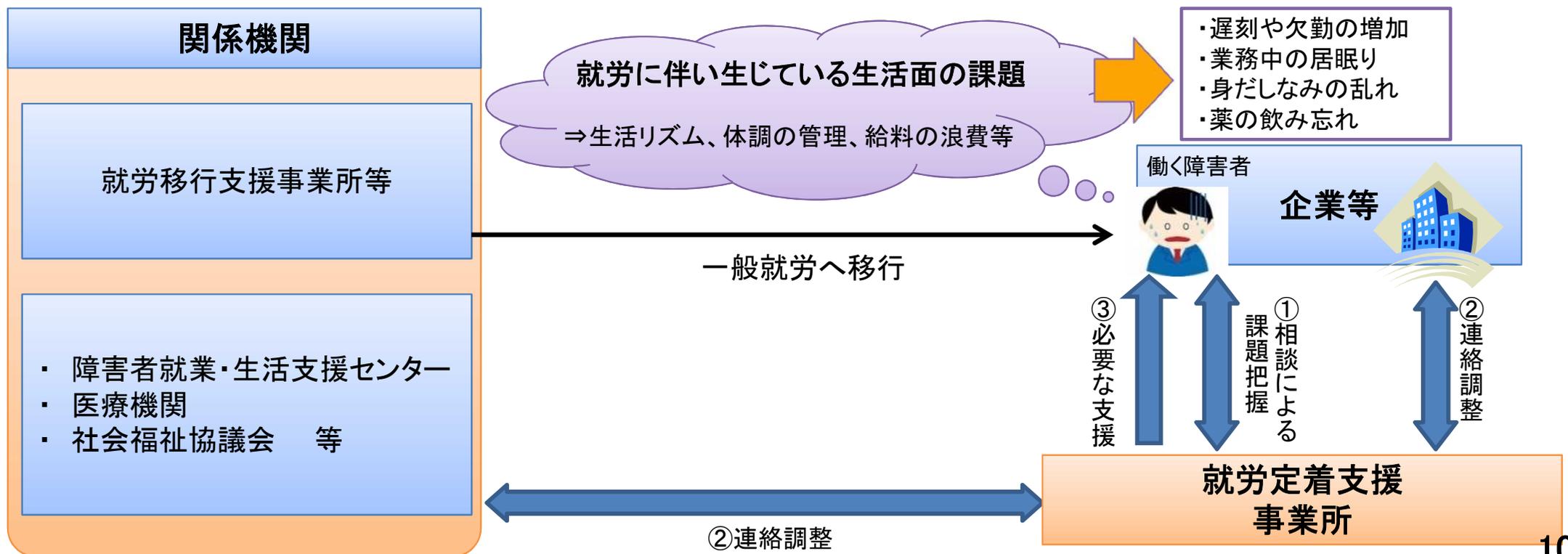
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

- 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
- 具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。



概要

一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービスとして、就労定着支援を創設する。

法の条文

第五条

十五 この法律において「就労定着支援」とは、就労に向けた支援として①厚生労働省令で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、②厚生労働省令で定める期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整その他の③厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

具体的内容①

(対象者) **生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援**を利用して一般就労した障害者

具体的内容②

(サービスの利用期間) **3年間**(1年ごとに支給決定期間を更新)

具体的内容③

(サービスの内容)障害者が新たに雇用された事業所での就労の継続を図るため

①事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整(法定事項)

②雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援

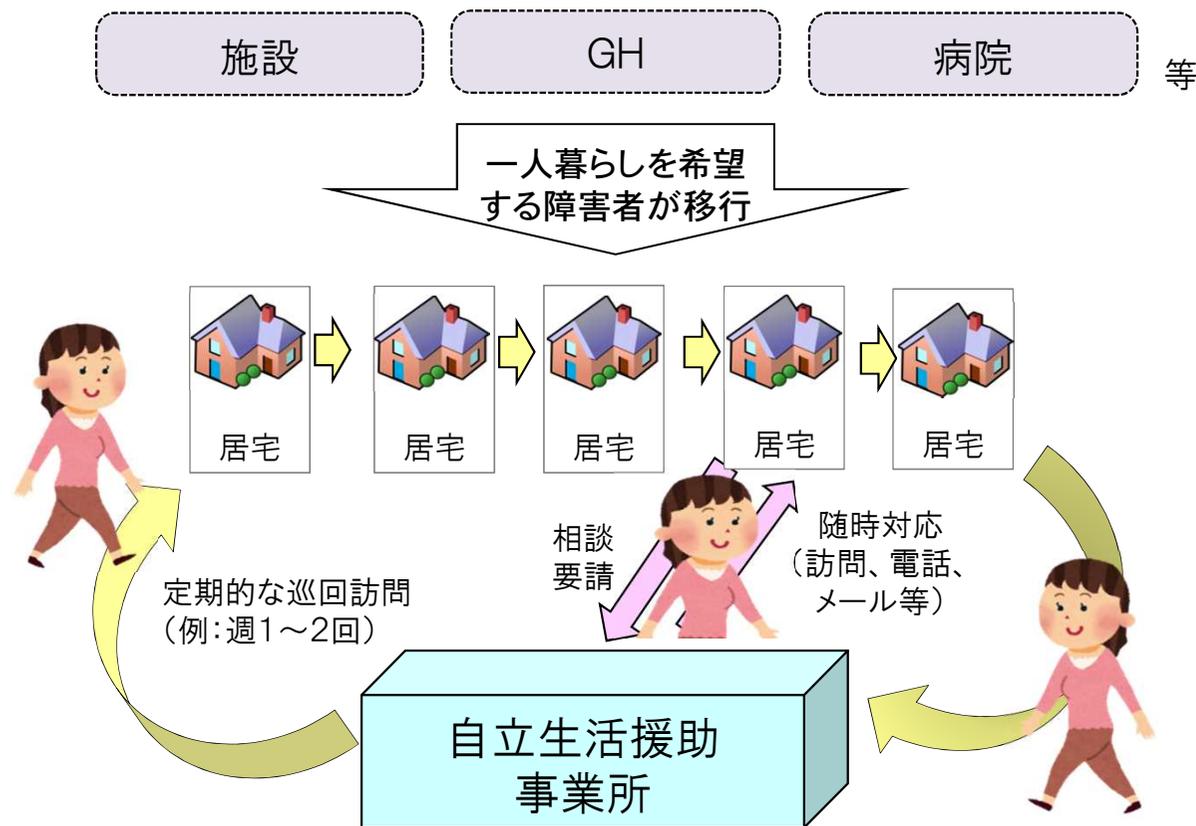
- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

支援内容

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。



概要

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービスとして、自立生活援助を創設する。

法の条文

第五条

十六 この法律において「自立生活援助」とは、施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者その他の①厚生労働省令で定める障害者が居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、②厚生労働省令で定める期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の③厚生労働省令で定める援助を行うことをいう。

具体的内容①

(対象者について) AかつB

A 定期的な巡回訪問又は随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障害者

B 居宅において単身(家族と同居している場合でも家族等が障害、疾病等)のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者

※具体的な対象者

(1)障害者支援施設等の退所者、グループホームの退居者、精神科病院等の医療機関を退院した者であって、障害に起因する疾病等により入院していた者 ※退院等から3ヶ月以内の者に限る。

(2)現に「障害、疾病等を有する家族との同居」している者であって、単身生活をしようとする者

(3)その他自立生活援助の利用により、自立した日常生活又は社会生活を営むことが可能と判断される者

※(2)・(3)は現に地域生活をしている障害者

具体的内容②

(サービスの利用期間について)

1年間

※利用期間終了後について、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合には更新を可能とする。

具体的内容③

(サービスの内容について)

- (1) 定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問
- (2) 相談対応等の方法による障害者等に係る状況の把握
- (3) 必要な情報の提供及び助言並びに相談
- (4) 関係機関(計画相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、医療機関等)との連絡調整
- (5) その他の障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助

※施設入所支援等からの退所又は精神科病院等からの退院後、一人暮らしを始める障害者について、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うための支援を行うという目的を踏まえ、定期訪問や随時対応による生活状況のモニタリングや助言、計画相談支援事業所や医療機関等との連携のほか、近隣住民との関係構築など、インフォーマルを含めた生活環境の整備を行うものとする。

自立訓練(生活訓練)の概要

○ 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な知的障害者又は精神障害者
(具体的には次のような例)

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等を目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者 等

○ サービス内容

- 入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 事業所に通う以外に、居宅を訪問し、日常生活動作能力の維持及び向上を目的とした訓練等を実施
- 標準利用期間(24ヶ月、長期入院者等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 → 6:1以上

○ 報酬単価 (平成27年4月～)

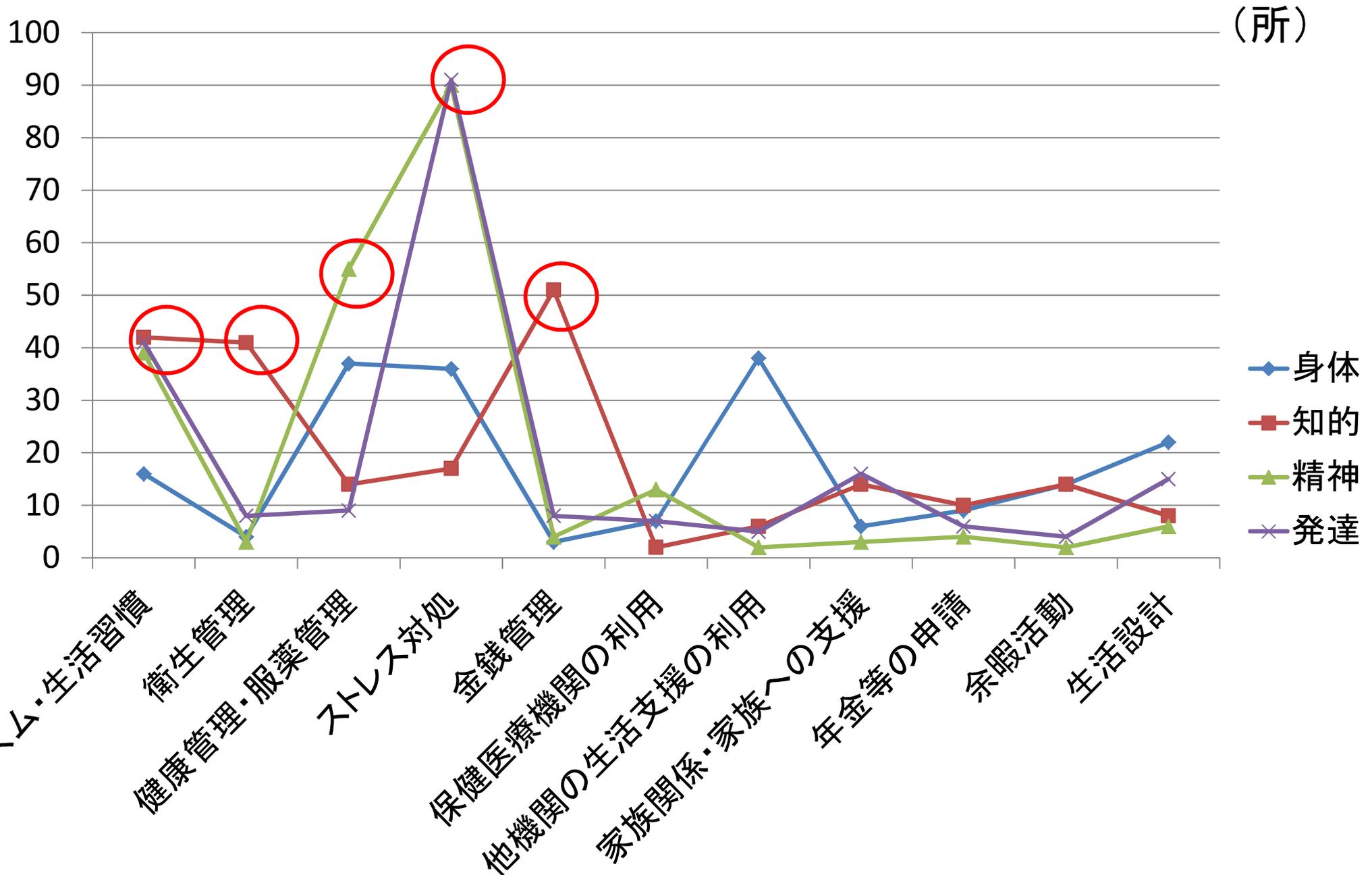
■ 基本報酬	
通所による訓練 →利用定員数に応じた単位(定員20人以下) 575単位～751単位	訪問による訓練 245単位 (1時間未満の場合) 564単位 (1時間以上の場合)
■ 主な加算	
短期滞在加算 → 心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる者に対して宿泊の提供を行った場合 180単位(I) 115単位(II)	看護職員配置加算(I) → 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置している場合 18単位

一般就労者に対する生活支援の主な内容について

- 知的障害者
 - 生活リズムや生活習慣の形成、金銭管理等に関する支援が共通して多い
- 精神障害者、発達障害者
 - ストレスへの対処に関する支援が共通して多い
- 身体障害者
 - 健康管理・服薬管理、他機関の生活支援サービス等の利用に関する支援が多い
 - (各機関における身体障害のある利用者が少ないため、生活支援の対象者も少ない傾向)

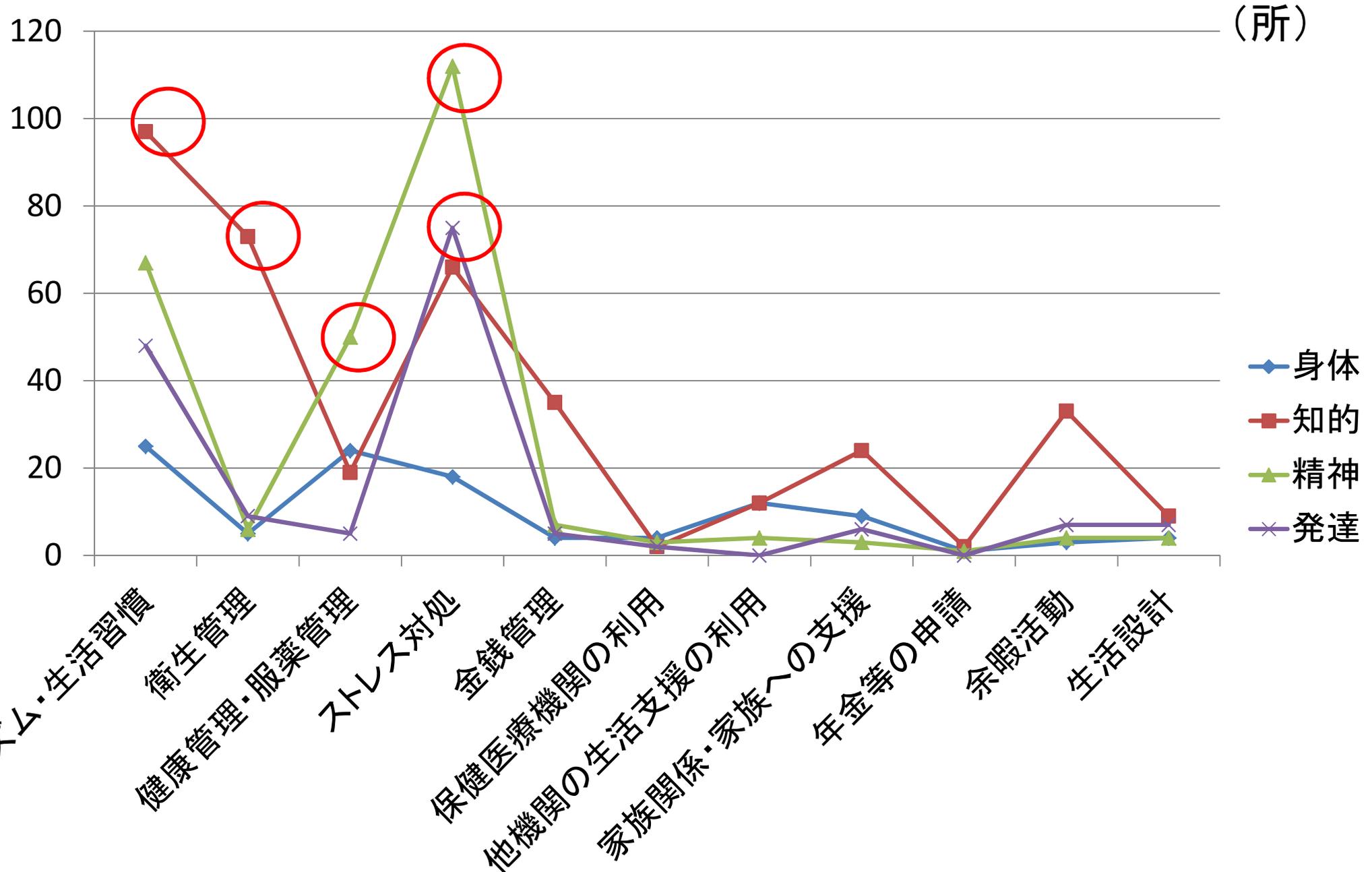
(参考) 障害者就業・生活支援センター

障害別 生活支援の実施内容(センター自らが最も多く実施する内容)n=226



(参考) 就労移行支援事業所

障害別 生活支援の実施内容(事業所自らが最も多く実施する内容)n=503



(参考) 計画相談支援事業所

障害別 生活支援の実施内容(事業所自らが最も多く実施する内容)n=332

(所)

